

人が輝く 講座・教室・催し

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
子ども	地域の力による子育て応援事業「子宝カフェ&おもちゃ等の物々交換会」	4月5日(土)午前10時～正午	子育て支援総合センター(京島1-35-9-103)	対 子育て中の方、妊娠中の方 定 先着20人程度 費 100円 申 事前に催し名・住所・氏名・電話番号・メールアドレスを、ファクス、またはEメールで、すみだkomachi 荘司 ☎090-4619-0449・FAX5630-6352・✉sumida_komachi@yahoo.co.jpへ 問 子育て支援総合センター ☎5630-6351
	ジュニア育成春季ソフトテニス教室(全16回)	4月13日～6月29日の毎週日曜日、祝日午前9時～正午	墨田五丁目テニスコート(墨田5-16-14)	対 小学校4年生～中学生 費 1000円 持 テニスシューズ(運動靴) *ラケットの無料貸出しあり 申 住所・氏名・年齢・電話番号を電話または、はがき、ファクスで4月12日(必着)までに墨田区ソフトテニス連盟事務局 猪飼直茂(〒131-0041八広2-12-11) ☎080-5415-5461・FAX3617-4123へ *当日会場でも申込可 *2回目以降からの参加も可
文化・スポーツ	区総合体育館公開講座「スポーツ傷害対処・予防講座」	4月6日(日)午後2時～4時半	区総合体育館(錦糸4-15-1)	内 膝・腰などのスポーツ傷害への対処や予防方法を学ぶ 対 中学生以上 定 先着30人 費 500円 申 事前に講座名・住所・氏名・電話番号を電話または、ファクス、Eメールで区総合体育館 ☎3623-7273・FAX3623-7283・✉sumidagym@n-reco.co.jpへ
	室内テニススクール	4月10日、5月8日、7月10日、10月9日、11月13日、平成27年2月5日のいずれも木曜日 ▶第1部=午後6時～7時20分 ▶第2部=午後7時20分～9時		種 初心者、初級、中級、上級 対 区内在住在勤在学の方 持 テニスシューズ(室内用の運動靴)、硬式ラケット 申 種別・希望日・希望の部・住所・氏名・年齢・電話番号を直接または電話、はがき、ファクス、Eメールで4月6日(必着)までに墨田区庭球協会事務局 相沢宗良(〒130-0013錦糸1-4-13) ☎3622-7454・FAX3623-0574・✉sumida-tennis-ass@snow.ocn.ne.jpへ *費用等の詳細は申込先へ
	区民体育大会			
	▶区民ハイキング	4月13日(日)午前7時～ *歩程は約3時間半 *往復バスを利用	筑波山・宝篋山(茨城県つくば市・土浦市) *ロケーションホテル錦糸町(錦糸4-6-1)前に午前7時集合	費 4500円(保険料込み) 持 弁当、飲物、雨具兼防寒用の上着等 *山歩きに適した靴で参加 申 費用を持って直接、4月4日午後4時までに、スポーツ振興課スポーツ振興担当(区役所11階) ☎5608-6312へ 問 墨田区野外活動連盟 小林正克 ☎090-2411-0296
▶剣道大会	4月27日(日)午前9時～午後6時	区総合体育館(錦糸4-15-1)	種 ▶個人戦=段級別の部 ▶団体戦=小・中学生の部 費 1人300円 申 申込書を直接または郵送で4月6日(必着)までに墨田区剣道連盟事務局 加藤昭信(〒130-0024菊川1-17-2-608) ☎3846-0973へ *申込書は申込先と、スポーツ振興課(区役所11階)で配布	
▶バドミントン大会	▶男子シングルス、女子ダブルス=5月4日(祝) ▶男子ダブルス、女子シングルス=5月25日(日) *いずれも午前9時～午後9時		種 ▶シングルス=男女1部～4部、壮年45歳以上 ▶ダブルス=男女1部～4部、壮年45歳以上、60歳以上 費 1人800円 *4月12日(土)午前11時から区総合体育館で実施する代表者会議で支払 申 種別・住所・氏名・年齢・電話番号を3月31日までに▶電話=スポーツ振興課スポーツ振興担当 ☎5608-6312へ ▶Eメール=墨田区バドミントン連盟事務局 ✉sumida.bado@gmail.comへ *大会当日は、試合用シャトルも持参	
イベント	墨堤さくらまつり	桜の開花期間中 *観光PRコーナーは3月29日～4月6日の毎週土・日曜日午前10時～午後4時のみ *隅田公園内の提灯の点灯は、開催期間中の日没～午後9時	▶観光PRコーナー、向嶋芸妓茶屋=桜橋デッキスクウェア ▶模擬店、ごぞの無料貸出し=墨堤遊歩道沿い ▶イベント=桜橋上(日程の詳細は問合せ先へ)	内 ▶観光PRコーナー=土産品の販売・福引 ▶イベント=和太鼓演奏、かっぽれ踊り、南京玉すだれ、相撲甚句等 申 期間中、直接会場へ 問 ▶観光課観光担当 ☎5608-6500 ▶墨田区観光協会 ☎5608-6951 *錦糸公園(錦糸4-15-1)では、「錦糸公園さくらまつり」を4月6日(日)まで開催 *都立東白鬚公園(堤通2-2-1)では、「さくら堤通り花まつり」を4月15日(火)まで開催
	すみだ川ものコト市	3月30日(日)午前10時～午後4時 *雨天中止	牛嶋神社(向島1-4-5)、隅田公園	内 区内や近隣区で活動している「手づくり作家」による革小物、アクセサリー等の展示・販売、ものづくり体験 【入場料】無料 申 当日直接会場へ 問 産業経済課産業振興担当 ☎5608-6186
	墨田区吹奏楽団第34回定期演奏会	3月30日(日)午後2時～ *開場は午後1時半	曳舟文化センター(京島1-38-11)	【曲目】交響詩「フィンランディア」、大仏と鹿、サザンオールスターズ・コレクション、ご長寿番組大メドレー ほか 【入場料】無料 申 当日直接会場へ 問 家庭センター ☎3625-5177
	伊豆高原荘「伊豆らんらん倶楽部バスツアー」	▶5月12日(月)～14日(水) *2泊3日 ▶5月18日(日)～19日(月) *1泊2日 ▶5月26日(月)～28日(水) *2泊3日	【宿泊先】伊豆高原荘 *区役所玄関前に午前9時集合または、ロケーションホテル錦糸町(錦糸4-6-1)前に午前9時10分集合	内/費 ▶5月12日出発=葦山でのお茶摘み体験など/2万1100円 ▶5月18日出発=松川の水上市奉納舞台の見学など/1万3600円 ▶5月26日出発=ミステリーツアー/1万9800円 *区内在住在勤者は100円引き *昼食代は別途自己負担 定 各先着40人 申 3月21日午前9時から電話で伊豆高原荘 ☎0557-54-1108へ

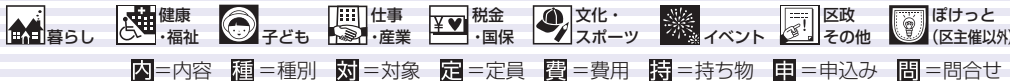
いきいきすみだ 募集

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
健康・福祉	「すみだ教室」受講生・ボランティアの募集	内 知的障害者が自立して生活できるように支援する「すみだ教室」の受講または指導補助 【活動期間】5月25日～平成27年2月8日の原則、毎月第1・第3日曜日午前9時半～午後3時 *ボランティアは午後3時半まで	【活動場所】本所中学校(東駒形3-1-10)ほか 選 面接 *面接日は後日通知 申 申請書を直接または郵送で4月8日(必着)までに、〒130-8640生涯学習課青少年担当(区役所11階) ☎5608-6311へ *申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページから出力可
	▶受講生	対 区内在住在勤の65歳以下で、次のすべての要件を満たす知的障害者▶愛の手帳3度～4度 ▶医療管理や介護を必要としない ▶全日程参加できる *ほかにも要件あり	【募集数】若干名(選考) 費 無料 *教材費等は自己負担
	▶ボランティア	対 18歳以上で、障害者教育に関心がある方 *高校生を除く	*謝礼あり

☎=電話 FAX=ファクス ✉=Eメール 🖨=ホームページアドレス

広告 初婚・再婚・中高年 婚活を応援します。 全国仲人連合会押上支部 ☎03-3624-5909

人が輝く 講座・教室・催し



区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
暮らし	東京スカイツリー® 周辺の 花の植え替えボランティア 講習会	4月16日(水) ▶午前10時～ 正午 ▶午後1時半～3時半 *雨天の場合は、4月23日 (水)に延期	大横川親水公園 *業平橋 (業平1-15地先) 付近へ開 始時間の10分前までに集合	内 東京スカイツリー周辺に設置するハンギングバスケットやプラン ターを使い、植え替え方法の基本を学ぶ 対 区内在住の勤の方 定 各先着40人 費 無料 持 手袋、はさみ 申 事前に環境保全課緑 化推進担当(区役所14階) ☎5608-6208へ
	男の料理教室	4月22日(火) 午前9時半～午 後1時	八広地域プラザ(八広4-35 -17)	内 “簡単・速い・おいしい”をテーマに、鶏の唐揚げ、生春巻などを 作る 対 16歳以上の男性 定 先着18人 費 2200円(材料費込み) 持 ふきん、エプロン、三角巾 申 事前に八広地域プラザ ☎6657- 1549へ *申込みは4月13日まで
健康・福祉	認知症に関する教室			対 認知症の方を介護している方 費 無料
	▶ 認知症家族介護者教 室「こづめ会」	3月25日(火) 午後1時半～4 時	すみだ福祉保健センター(向 島3-36-7)	内 認知症をテーマにした映画「折り梅」の鑑賞など 定 先着20人 申 事前に電話で、こづめ高齢者支援総合センター ☎3625-6541へ
	▶ 認知症家族介護者教 室さくらんぼの会	3月29日(土) 午後1時半～3 時	シルバープラザ梅若(墨田1 -4-4)	内 成年後見制度・地域福祉権利擁護サービスについての勉強会、参 加者同士の交流会 定 先着20人 申 事前に、うめわか高齢者支援 総合センター(シルバープラザ梅若内) ☎5630-6541へ
	▶ 認知症について看護 師さんに聞いてみま しょう	3月31日(月) 午後1時半～3 時		内 認知症についての講義、参加者同士の交流会 定 先着30人 申 事前に、うめわか高齢者支援総合センター(シルバープラザ梅若 内) ☎5630-6541へ
	40歳からのメタボ解消の ためのエクササイズ(全3 回)	4月3日・10日・17日いずれ も木曜日午前10時～11時半	すみだ健康ハウス(東墨田1 -2-6)	対 40歳以上で、医師から運動を制限されていない方 定 先着20人 費 3000円(施設利用料込み) 申 3月21日午前9時から、すみだ健 康ハウス ☎3610-5711へ
	健康づくり教室「初心者向 けストレッチ教室」(各 コース全4回)	4月9日～30日の毎週水曜日 ▶1時半コース=午後1時半 ～2時50分 ▶3時コース= 午後3時～4時20分	すみだ福祉保健センター(向 島3-36-7)	対 区内在住の成人で、医師から運動を制限されていない方 定 各コース15人(抽選) 費 無料 申 3月26日までに、すみだ福祉 保健センター ☎5608-3729へ
	高齢者のための無料健康 相談室	4月10日(木)・12日(土) 午 前9時～正午 *30分間 隔で各日6回実施	八広地域プラザ(八広4-35 -17)	定 各日各回先着1人 申 事前に八広地域プラザ ☎6657-1549へ *4月10日は管理栄養士による食事に関する相談も実施
	高齢者向け「リズムスト レッチ&ヨガ教室」(全6 回)	4月11日～5月16日の毎週 金曜日午前10時～正午	すみだ福祉保健センター(向 島3-36-7)	対 区内在住の60歳以上で、医師から運動を制限されていない方 定 20人(抽選) 費 無料 持 タオル、飲物 申 3月25日までに、す みだ福祉保健センター ☎5608-3721へ
	高齢者と体操教室「日本舞 踊の動きで運動してみま しょう」(全5回)	4月16日～5月14日の毎週 水曜日午前10時～正午	梅若ゆうゆう館(墨田1-4- 4・シルバープラザ梅若内)	対 区内在住の60歳以上で、医師から運動を制限されていない方 定 20人(抽選) 費 無料 申 3月25日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630-8630へ *受付は午前10時～午後5時
	介護予防のための催し			費 無料 問 高齢者福祉課相談係(区役所4階) ☎5608-6178
▶ 高齢者体力測定会(握 力、開眼片足立ち、 棒反応測定など5種 目)	4月18日(金) ▶午前コース =午前9時半～午後0時半 ▶午後コース=午後1時半～ 4時半	すみだリバーサイドホール 2階イベントホール(区役所 に併設)	対 区内在住の65歳以上で、自力で会場に来ることができ、医師か ら運動を制限されていない方 定 各コース60人(抽選) *定員を 超えた場合は本講座の未受講者を優先 持 汗拭き用のタオル、飲物 申 4月7日までに問合せ先へ *当日は動きやすい服装で参加	
▶ 高齢者筋力向上ト レーニング(マシント レーニング)教室(各 コース全12回)	▶火曜日コース=4月22日～ 7月29日 ▶金曜日コース= 4月25日～7月11日 *い ずれも午後1時～2時45分 *日程の詳細は問合せ先へ	区総合体育館(錦糸4-15- 1)	対 区内在住の65歳以上で、全日程参加できる本教室未受講者 *ほかにも要件あり(詳細は問合せ先へ) 定 各コース12人(抽選 後、当選者の中から選考) 申 4月3日までに問合せ先へ *4月14 日(月)午後2時～3時に実施する現地説明会で、医師の診断書(費用 は自己負担)または特定健康診査等受診結果票の提出が必要	

人権・同和問題コラム 50

インターネットの利用にも「マナー」があります

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利にしています。特に近年では、携帯電話などの普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。

一方、インターネット上では、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、保護者の知らない非公式サイトでのいじめなどが社会的な問題となっています。名前や顔を知られずに情報を発信することができるため、現実の世界よりも人権を軽視しがちであると言えます。その上、こうした情報が一瞬にして大勢の人に伝わってしまうため、取り返しのつかない事態となってしまうこともあります。

例えば、掲示板に人権を無視した情報を書き込まれた側は、周囲の人から誤解されたり、見ず知らずの人から頻りに電話がかかってきたりするなど、日常生活に支障をきたしかねません。さらには、精神的に傷つき、職場や学校へ行けなくなったり、体の不調を訴えたり、自殺へとつながることもあります。

また、書き込みをした側も、掲示されている内容が悪質な場合は、民事上の責任(損害賠償責任)、刑事上の責任(名誉毀損罪や侮辱罪等)を問われることがあります。

このようなインターネット上の人権侵害への対応として、平成14年5月に「プロバイダ責任制限法」が施行されました。万が一、インターネット上で、プライバシーの侵害や、差別的書き込みなどの人権侵害を受けた場合

には、情報の発信者や情報を掲載しているウェブページ等の管理人、プロバイダなどに、記事の削除要請や発信者情報の開示請求をすることができます。要請や請求を行う場合には、証拠として保存したウェブページ等の内容を添付して、管理人やプロバイダ等にメールで連絡してください。

インターネットを利用する場合、▶差別的な発言や誹謗・中傷を書き込まない ▶うそや不確かなことは書き込まない ▶個人情報は書き込まない など、他人の人権を尊重することが必要です。マナーを守り、インターネットを有効に活用していきましょう。

【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322